

高齢者インフルエンザ 予防接種を実施します

インフルエンザ(季節性インフルエンザ)は、ワクチンを接種することによって、かかりにくくなったり、かかっても重症になることを防止する効果があるとされています。

市では、高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を実施します。



▽対象

① 65歳以上の市民
で、接種を希望の方

② 60歳以上65歳未満の市民で、心臓・腎臓または呼吸器の機能の障害を有し、日常生活が極端に制限される方、またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

▽接種期間 10月5日(月)～12月28日(月)

▽接種回数 1回

▽自己負担 1、300円

(市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)

▽申込方法 下記の市内高齢者インフルエンザ予防接種

協力医療機関に直接申し込まください。

▽接種に必要なもの

予診票、健康保険証、生活保護世帯などの証明書、生活保護世帯の方・市民税非課税世帯の方は印鑑(料金免除同意書の記入の際に必要です)

※接種に必要な予診票・同意書は、市内の協力医療機関

保健センター、市民課、および各総合支所健康福祉課に置いてあります。

▽その他

次の方は、市外の医療機関で接種することができます。

・ 県の広域予防接種機関での接種を希望の方(医療機関は問い合わせください)

・ 長期入院中または施設などに入所の方

※接種を希望の方は、11月6日



(金)までに保健センターまたは各総合支所健康福祉課に申し込みください。

《問合せ》健康増進課(保健センター) ☎24-11127

<市内高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関> ※病院・診療所別・地域別医療機関名50音順

■病院

医療機関名	住所	電話番号
公立豊岡病院	戸牧1094	22-6111
公立日高医療センター	日高町岩中81	42-1611
公立出石医療センター	出石町福住1300	52-2555

※公立豊岡病院は継続治療中の方のみ予約ください。

■診療所

<豊岡地域>

医療機関名	住所	電話番号
あかまつ小児科	九日市下町119	22-0700
いがらし医院	城南町5-11	29-2766
浮田整形外科医院	若松町7-5	29-0017
江本内科クリニック	江本503	29-0333
大井医院	城南町8-12	24-1001
小幡内科医院	中陰376-22	24-2511
金子医院	泉町4-11	22-2676
木下診療所	中陰45	22-3733
きょうこ内科クリニック	寿町2-36	24-7772
クリニック富江	若松町5-38	22-3100
さくらクリニック	弥栄町1-32	23-8668
しらゆり診療所	小田井町17-7	24-7201
田中クリニック	正法寺631	29-3100
中治内科クリニック	京町5-43	24-1890
中島医院	高屋1054	24-9500
中田医院	瀬戸77-20	28-2016
舟木外科胃腸医院	泉町7-30	23-2031
舟木内科医院	京町3-21	22-3538
モリヤマ診療所	桜町11-7	23-5100
やすだ内科クリニック	戸牧37-5	22-1159
由利医院	大磯町9-53	22-2382
吉田クリニック	土淵133-1	26-8188
ろっぼう診療所	今森465-1	24-7007

<城崎地域>

医療機関名	住所	電話番号
浅見医院	城崎町湯島349-1	32-2610
藤本医院	城崎町来日128-7	32-3181

<竹野地域>

医療機関名	住所	電話番号
内山医院	竹野町竹野344	47-0010
賀嶋医院	竹野町竹野2510	47-0005
森本診療所	竹野町森本513-1	48-0001

<日高地域>

医療機関名	住所	電話番号
尾松内科クリニック	日高町上石230-2	42-0885
神鍋診療所	日高町栗栖野60-34	45-0003
北見医院	日高町松岡347-1	42-5300
北村内科	日高町日置29	42-3110
谷垣医院	日高町伊府660	44-0010
つるさこ耳鼻咽喉科	日高町土居170-1	42-5800
野田消化器科クリニック	日高町岩中212-1	42-1022
長谷川クリニック	日高町国分寺400-13	42-3955

<出石地域>

医療機関名	住所	電話番号
中沢医院	出石町本町66	52-5803
平位医院	出石町福住383-7	52-0511
藤原医院	出石町松枝105	52-2301
由良内科クリニック	出石町八木36	52-2006
和田内科クリニック	出石町町分131-1	53-2788

<但東地域>

医療機関名	住所	電話番号
合橋診療所	但東町出合76	54-0011
資母診療所	但東町中山788	56-0303
高橋診療所	但東町久畑126	55-0036

国民年金からのお知らせ

年金を受給中の方へ

「扶養親族等申告書」
の提出をお忘れなく

老齢年金などは、所得税法上、「雑所得」として所得税が掛かります(障害年金や遺族年金は税金が掛かりません)。年金額は158万円(65歳未満の方は108万円)以上の方の所得税は、受け取る年金から源泉徴収されます。

所得税の扶養控除を受けるためには、毎年10月下旬に社会保険業務センターから「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(はがき)」が年金受給者に送付されますので、はがきに必要事項を記入の上、期限内に同センターへ返送ください。はがきを提出しないと、控除申告がないものとして取り扱われますので、忘れずに提出ください。

なお「公的年金等の受給者の扶養親族



等申告書(はがき)」が届かない場合や紛失した場合は、「ねんきんダイヤル」へ問い合わせください。

配偶者の退職(失業)で

第3号被保険者の資格
を失ったとき

資格変更の手続き

サラリーマン(厚生年金共済組合の加入者)の被扶養配偶者は、「第3号被保険者」として、国民年金に加入しています。しかし、配偶者が退職(失業)すると、夫婦ともに、国民年金の「第1号被保険者」になるため、市役所市民課または各総合支所市民生活課で加入の手続きをしてください。



必要なもの 「健康保険・厚生年金保険喪失証明書」・年

金手帳・印鑑
※第1号被保険者は、原則、20歳以上60歳未満の方に限られます。

退職(失業)時の特例免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合、前年度の所得審査によって保険料が免除される制度があります。その所得審査には、申請者本人はもちろん、配偶者・世帯主の所得も対象になります。



しかし、退職(失業)により保険料を納めることが困難な方は、退職した方の所得を除いて審査が行われる「特例免除制度」があります。退職(失業)した年度またはその次年度であれば、特例免除制度が利用できます。

必要なもの 「雇用保険受給資格者証」または「雇用保

険被保険者離職票」の写しや「退職証明書」など・年金手帳・印鑑
※保険料免除期間の老齢基礎年金額は減額の対象になります。減額は、免除の割合によって異なります。

台風9号で

被害を受けられた方へ

台風9号により大きな被害を受けられ、国民年金保険料の納付が困難な方には、保険料が免除される制度があります。詳細は、問い合わせください。

年金相談会の開催

豊岡社会保険事務所による、年金相談会が開催されます。知りたいことや不明な点がありましたら、この機会にぜひ相談ください。

〈年金相談会の開催日時および場所〉

日程	場所
10月7日(水)	竹野総合支所 大会議室
10月21日(水)	出石総合支所 第2会議室
10月28日(水)	日高農村環境改善センター 7号室

※時間はいずれも午前10時～午後4時

豊岡社会保険事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。
お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●10月10日(土)は

午前9時30分～午後4時

●10月5日(月)・13日(火)・19日(月)・26日(月)は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

・ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

・IP電話・PHS

☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス

社会保険庁

ホームページアドレス

<http://www.sia.go.jp>

《問合せ》

▽豊岡社会保険事務所

☎22-0945

▽市民課市民係

☎21-9015または各総合支所市民生活課